

退職自衛官の求人をお考えの企業 様

新たな再就職規制に係る改正自衛隊法が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、再就職結果の公表が義務付けられるとともに、防衛省における自主規制を受けて、紹介を行う日から遡って2年以内に、役員等が贈賄を行うなど刑法に違反する行為を行った営利企業等については、退職自衛官を紹介できないこととなりました。併せて、「個人情報取扱い」及び「反社会的勢力の排除」に関する事項につきましても、確認できない場合には退職自衛官を紹介できないこととなっております。

また、平成29年4月1日から（即応）予備自衛官希望者の受け入れに関する検討の可能性について記入いただくこととなりました。これは、国の施策である予備自衛官制度についてご理解・ご協力を得るきっかけといたく設けたものです。

尚、当該欄の記入の有無により登録・紹介等の取扱いが異なることはございません。ご検討を宜しくお願い申し上げます。

各企業様におかれましては、上記内容につきましてご理解頂き、今後とも、退職自衛官の再就職に関しまして、ご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

令和6年4月1日

退職自衛官福岡無料職業紹介所

所長 吉見 隆

退職自衛官である求職者を紹介するに当たっては、求人企業の皆様から下記について同意等を得る必要があることから、これをご確認の上、確認事項欄にご記入をお願い致します。

なお、確認書の内容と事実と相違が確認された場合は、退職自衛官を紹介できない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

一般財団法人自衛隊援護協会

退職自衛官の採用に関する確認事項

1 企業名等の公表に関する確認

防衛大臣の就職の援助により、若年定年等隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。）を採用した場合には、自衛隊法第65条の13の規定に基づき、貴社名及び採用した当該隊員の貴社における役職・地位等について、防衛省令の定めるところにより公表されることについて同意すること。

2 公契約関係競売等妨害罪等に関する確認

- (1) 貴社の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する罪をいう。）又は贈賄罪（刑法第198条に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された（無罪の判決等がなされた場合を除く。以下同じ。）又は有罪の判決がなされた（刑の執行が終わった等の場合を除く。以下同じ。）ことがないこと。
- (2) 貴社の役員等が過去2年以内に、収賄罪（刑法第197条から第197条の4に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された又は有罪の判決がなされた公務員（公務員であった者を含む。）に対し、賄賂の供与若しくはその約束をしたことがないこと。

3 個人情報の取扱いに関する確認

一般財団法人自衛隊援護協会から提供された個人情報の取扱いについて、次に掲げる項目について遵守することに同意すること。

- (1) 採用選考等に関与しない第三者への個人情報の開示、提供及び漏洩をしない。
（個人情報：履歴書、職務経歴書等の個人を特定できる情報）
- (2) 選考不採用、又は採用入社に至らなかった応募者の個人情報は、第三者に漏洩しないよう、速やかにデータを削除し、書類はシュレッダー等にて破棄あるいは返却する。
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

4 反社会的勢力の排除に関する確認

- (1) 貴社（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。以下同じ）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないこと。
- (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないこと。

5 一定の労働関係法令違反に関する申告

職業安定法第5条の5第3号に規定する求人不受理の対象（一定の労働関係法令に関し、法律に基づく処分等が講じられ一定期間が経過していない）に該当しているか否かの申告（対象となる規定等は裏面をご覧ください。）

6 その他の確認

確認した内容に変動があった場合は、速やかに通知することに同意すること。

求人不受理の対象となる場合と期間

対象となる規定	講じられた措置等	求人不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法規定等、詳しくは求人不受理について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602020.pdf>



予備自衛官等制度について

防衛省・自衛隊では、非常勤の自衛隊員として、年間所定の訓練に参加し、大規模災害等の際には、自衛官として部隊等において勤務する即応予備自衛官及び予備自衛官の制度を設けています。

予備自衛官等の制度は、退職自衛官を雇用する企業の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であることから、雇用企業に対して様々な施策を行っております。

1 予備自衛官等制度の概要

	即応予備自衛官	予備自衛官
役 割	第一線部隊等の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。	第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。
採用年齢	○2尉～1曹：52歳未満 ○2曹、3曹：51歳未満 ○士：50歳未満	○1佐：59歳未満 ○2佐、3佐：58歳未満 ○1尉～1曹：57歳未満 ○2曹、3曹：56歳未満 ○士：55歳未満
任用期間	3年／1任期（継続任用も可能です）	
招集区分	○防衛招集 ○国民保護等招集 ○治安招集 ○災害等招集 ○訓練招集	○防衛招集 ○国民保護等招集 ○災害招集 ○訓練招集
訓練日数	30日／年	5日／年
処 遇	○即応予備自衛官手当 16,000円／月 ○訓練招集手当 14,200円～10,400円／日 ○勤続報奨金 120,000円／1任期	○予備自衛官手当 4,000円／月 ○訓練招集手当 8,100円／日
雇用企業への給付金	雇用企業給付金：42,500円／月	—
	雇用企業協力確保給付金：34,000円／日	

2 雇用企業に対する施策

(1) 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練及び災害等招集についていつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業に給付金が支払われます。

42,500 円／一人・月

<https://www.mod.go.jp/j/profile/reserve/sokuou/index.html>



(2) 雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、災害派遣等に招集されたことで平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

34,000 円／一人・日

<https://www.mod.go.jp/j/profile/reserve/koyou/index.html>



(3) 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

<https://www.mod.go.jp/j/profile/reserve/hyouji/index.html>



(4) 雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練召集の予定期間その他の情報を提供する制度です。

<https://www.mod.go.jp/j/profile/reserve/jyohou/index.html>



3 その他

予備自衛官等制度についてご不明な点等ございましたら、以下にお問い合わせください。

自衛隊宮崎地方協力本部 援護課 予備自衛官班

電話：0985-53-2643